NACS news
NACS information papers
No.9 2021春
NACS NIPPON ASSOCIATION OF CONSUMER SPECIALISTS
【特集】1年後の成年年齢引き下げを見据えて
公益社団法人　日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
〒150-0002　東京都渋谷区渋谷1-17-14　全国婦人会館2F　▪ TEL. 03－6434－1125　▪ FAX. 03－6434－1161
編集責任者：広報委員長　永沢 裕美子

ほっとにゅーす from NACS 第2回

「安全で安心して暮らせるデジタル社会」を目指す取組みとは
―手作り子ども服の安全性向上プロジェクト―

東日本支部　標準化を考える会　山地 理恵

“Most of us have far more courage than we ever dreamed we possessed”―私たちの多くは、かつて自分が思い描いた以上の勇気をもっているーこれはアメリカの作家、デール・カーネギーの言葉です。

第４次産業革命とも称されるデジタル社会の進展が一気に進んだ現在、私たちはその恩恵を受ける一方で、CtoCプラットフォームを悪用した転売行動など、これまでの政策や理念とは一致しない、新たな「消費者問題」に直面することとなりました。コロナ禍に揺れる今、私たちが思い描く「勇気」とは何か、それが問われる事態が生まれつつあります。

当会は2020年８月、NPO法人Safe Kids Japanと協働し、「手作り子ども服の安全性向上プロジェクト」を発足させました。子ども服のひもの安全規格（JIS L4129）制定後５年が経ち、店頭では危険なひもの付いた子ども服の販売が激減した一方、CtoCプラットフォーム上では、規格を逸脱した子ども服の出品・販売が頻繁に見受けられます。そこで「子どもの傷害予防」を共通ミッションに掲げ、プラットフォーム運営事業者との連携を模索しながら協働プロジェクトを推進しています。

先日、閣議決定された「デジタル社会形成基本法案」は、「デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正」等を謳っています。健全なデジタル社会の実現には、安全、安心を見極める目、即ち「消費者力」を備えた一人一人の消費者行動が大前提となります。

企業出身者、行政経験者、研究者、民生委員、そして子育て世代の母親まで、メンバーのダイバーシティが強みの当会は、これからも「安全で安心に暮らせるデジタル社会の形成」のために力強く取り組んでいきます。

北から南から ～消費生活相談・活動の現場より～

毛利 憲昭（徳島県）

私は2017年春から、徳島市消費生活センターに勤務しています。そのきっかけは、私の故郷へのUターンと、相談窓口の広域連携化による相談員募集がタイミングよく一致したことでした。

当地は、人口減少と超高齢社会の課題先進県であり、高齢者の相談が４割を超えます。「訪問販売」「電話勧誘販売」では、強引な勧誘や判断不十分者契約がみられ、悪質業者のターゲットになっています。また、デジタル化の進展により、そうした対応に困難なぜい弱な消費者が、あらゆる世代で増加していることを実感しています。

出前講座風景

コロナ禍の状況下、「不安に乗じた送り付け」、「詐欺の電話・メール」、「インターネット通販の定期購入」、「子どものオンラインゲームでの高額課金」などのトラブルが増えています。

消費生活相談員の役割としては、消費者被害の救済だけではなく、その背景にある問題点の適切な把握が大切です。そのためには、日頃からの学びが必要で、本部などのオンライン講座の増加で距離のハンディがなくなったことは、地方在住者にとっては大変ありがたいことと思っています。

NACSの活動では、自主研究会「あどネットとくしま」を２年前に設立し、地域に根差した活動を行っています。その契機は、西日本支部が徳島県から受託している「消費生活相談員養成講座」開催効果による、県内のアドバイザー試験合格者の急増です。今後も、資格取得後のプラットフォームづくりを行うことで、会員活動の活性化を図っていきたいと思います。

競輪補助事業
KEIRIN
◆2020年度「キャンセル なんでも110番」～ネット通販、スポーツクラブ、旅行、通信、結婚式場、新型コロナウイルス関連などなど～　報告書を12月に発行しました。
報告書のPDF版は、NACSホームページに掲載しています。なお、報告書の編集や転載などの２次使用はお断りしております。
◆2020年度「消費者取引裁判外紛争解決手続（Consumer ADR）」報告書を3月に発行しました

インフォメーション

NACS ホームページ

【予告：河上正二の消費者法連続講座（６回シリーズ）】

河上正二NACS会長（東北大学・東京大学名誉教授・前消費者委員会委員長）による消費者法連続講座（動画配信）を、次のとおり実施します。

◆実施方法：2021年５月から10月にかけて毎月１回（60分×２コマ/回）配信
2022年３月に河上会長と受講者とのZoom交流会（無料）を開催
◆受 講 料：NACS会員・賛助会員：8,800円、非会員：11,800円
（テキスト代・送料・消費税を含む）
◆申込方法：NACSホームページにて４月以降受付を開始
どうぞご期待ください。

編集後記

桜の季節になると、高校を卒業して上京した頃を思い出します。下宿を決め、色々と揃えてくれた両親を東京駅で見送った後の心細さ、その後の笑い話のような数々の失敗。。。20歳までの２年間の若葉マーク、やはり必要では？（永沢）

中村先生のお話を伺いながら、私も大学時代にキャンパスで声をかけられ、高額な英会話教材を売りつけられそうになったことを思い出しました。若者がこうした被害に遭わないよう、限られた時間のなかでNACSも若年世代への消費者教育に努めます！（河嶋）

18歳成年を迎える高校生へのひと言
―警戒は最大の防御なり―

鳴門教育大学 准教授　坂本 有芳

18歳成年のスタートが１年後に迫っています。

18歳成年に備え、消費者庁では教材「社会への扉」の全国展開を図ってきました。徳島県では全国に先駆けて県下の全高等学校で「社会への扉」を活用し、授業前後のアンケートで効果を検討しました。そこで分かったのは、授業で契約の知識を身に着けても、１年後にはかなり失われてしまうことです。「契約成立のタイミングは同意である」の正答率は、授業前7.4％ → 授業後73.7％ → １年後39.9％。「一度成立した契約は、原則やめられない」の正答率は授業前5.9％ → 授業後56.7％ → １年後25.1％でした。高校生は覚えるべきことが沢山あるので、かなり工夫しないと知識の定着は難しそうです。

そんな高校生に対し、是非とも伝えておくべきポイントは何でしょうか。特に来年、高校卒業直後の４月１日に一斉に成年を迎える新高３生は、悪質業者に狙われやすいことが懸念されます。あと１年で備えを万全にするには、どうしたらよいのでしょう。

１つに絞るとすれば、私は「気を付けて」と伝えることだと思います。それには２つのエピソードがあるのです。１つは私が学生だった頃、体育の授業で縄跳びを始めるときに聞いた話です。「この授業では必ずアキレス腱を断裂する人がでます。気を付けてください。」と先生は仰いました。さらに「実は、この話をするようになってから、アキレス腱の断裂がぴたりとなくなりました。準備体操を色々と工夫しても上手くいかなかったけど」というのです。

もう１つは最近、建築士の方から聞いたものです。「家庭でお子さんが事故を起こしやすいのは、キッチンなど“危い”と警戒する場所ではありません。事故は気を付けていない場所、意識が届かないところで起こります。リビングが多いです。使わず物置になっている部屋など危険です。積みあがった物を踏み台に高所から転落したりします。」というお話でした。「気をつける」という少しのことが、大きな力を持つようです。

成人を目の前にした高校生には、ひと言、「あなたを騙そうとする人がいるかも知れない。気を付けて。」と伝えましょう。「“自分は大丈夫”と思うのが一番危ない。気を付けることが自分を守るのよ」と念を押して。合言葉は「警戒は最大の防御なり」です。

◇坂本先生のご紹介◇

博士（社会科学）、専門社会調査士。鳴門教育大学にて学生の教育に取組みながら、同大学消費者教育推進プロジェクトのリーダーとして、研究と実践の両面から様々な活動を実践。消費者庁客員主任研究官、文部科学省消費者教育アドバイザー、徳島県消費生活審議会委員等、消費者行政に関わる多くの要職にも就かれています。NACSでは坂本先生の講座の１コマで会員講師による「標準化セミナー」を開催させていただくなど、多くの場面で消費者教育に関するご指導を仰いでいます。

特集 ▶ 1年後の成年年齢引き下げを見据えて

フロントランナーインタビュー

成年年齢引き下げを１年後に控え、消費者教育の分野で活躍をされていらっしゃる中村新造弁護士に、永沢副会長がお話を伺いました。

「マーケットという“大海”に投げ込まれる18歳・19歳の若者に、いかに実効性のある消費者教育を行うか」が課題です。

永沢　中村先生とは、消費者庁の消費者教育推進会議でご一緒させていただいております。まず、本日のテーマである「成年年齢引き下げ」について、消費者庁のこれまでの取り組みを、どのように評価していらっしゃいますか。

中村　「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を策定し、文部科学省とも連携して全国の高等学校の授業で「社会への扉」を活用した消費者教育を推進してきた行動力や、実務経験者の活用を進めるために消費コーディネーター制度を創設したことは、評価しています。ただし、コーディネーター制度についてはまだ具体的な実践には至っていないというところでしょうか。「アクションプログラム」が終了する2021年度以降も、これまで以上に積極的に取り組んでもらうことに期待しています。

永沢　そうですね。「社会への扉」を使って何校で授業できたという実績も大事ですが、相談員や弁護士といった実務経験者が学校における消費者教育に具体的に関わっていくことも必要で、そのためにはコーディネーターの育成・支援が重要ですね。

　ところで、中村先生が成年年齢の問題に関心を持たれたきっかけを教えていただけますか。

中村　現在私は日弁連で消費者問題対策委員会の委員をしていますが、弁護士の職について以来、第二東京弁護士会と日本弁護士連合会の両方で消費者問題に取り組んできました。

　そのなかで成年年齢を18歳に引き下げるという民法改正案が出てきて、自分なりに調べました。自分の専門である消費者教育と関連すると考えたからです。すると、成年制度については民法の教科書にも記述が薄く、専門家もそれほど多くないということが分かりました。“成年年齢は何歳がふさわしいか”という重要な問題について、十分に研究されているとはいえないと感じたのです。そこで、成年年齢引き下げの是非を検討するために、そもそもこれまでの民法ではなぜ成年年齢を20歳としたかを知らなければと思い調べましたが、民法の他の論点に比べて文献が十分にはありませんでした。明治29年の民法制定はもう歴史の中の話ですが、この当時の日本人の平均寿命は40歳台だったということも分かってきました。翻って、現在は平均寿命の延びとともに高学歴化が進み、若者が社会に巣立つ年齢は遅くなっていますので、成年年齢は引き下げるどころか引き上げてもおかしくないくらいだと思うようになったのです。

永沢　それにもかかわらず、なぜ成年年齢は引き下げられたのでしょう。

中村　そこは私自身、疑問に思っています。「少子高齢化対策」とも言われていますが、成年年齢を引き下げても、実際には若者の暮らしぶりが変わるわけではなく、学生が多数を占めるわけですから、高齢者を支える若者が増えることになるとは思えませんので、効果はどうなのでしょうね。引きこもり等が社会問題となっている中、むしろ必要なのは、若者の自立を促す施策ではないでしょうか。

永沢　2016年には選挙権年齢も引き下げられましたが。

中村　先行して実施された選挙権年齢の引き下げは、権利のみの拡大なので大きな問題はありませんでした。しかし成年年齢の引き下げには、契約責任を果たすという義務も伴います。社会経験が乏しく、また経済力もない若者がマーケットに投げ込まれるのですから、危険この上ない話です。

永沢　確かに。成年年齢引き下げにより、高校を卒業したばかりの若年消費者が、悪質な事業者のターゲットとされることが今から心配されています。

中村　成年になる時期が２年早まったのだから、消費者教育も２年“前倒し”すればよいじゃないか、と考える方もいるかもしれませんが、それほど簡単な話ではないと思います。そもそも私たちが成年になる直前に、学校で消費者教育を受けていたでしょうか。

　ではどうやって学んだかというと、“座学”ではなく“実体験”ではないでしょうか。高校を卒業して大学や会社に入って一人暮らしを始める若者は多いと思います。そのとき初めて、アパートの賃貸借契約を結んだり、家電を購入したり、銀行口座を開設したりと、“契約する”という行為を体験するわけです。また、親からの仕送りで１か月間生活をやりくりすることも学びます。

永沢　私も学生時代、ショッピングモールで声かけられて月初めに高い化粧品を買ってしまい、その月、このあとどうやって暮らそうかかと青くなりました（笑）。

中村　アルバイトや仕事で自分が苦労して稼いだ10万円であれば、ジャケットを買うのでも、あまり派手なものではなく、長く着られるものを選ぼうかと考えたりもしますよね。お金の遣い方を真剣に考えるわけです。こうやって“実体験”として契約や消費について学んでいくわけで、18歳で自分でやりくりをするという生活を始めると、ちょうど上手く20歳になるまでの１～２年が「大人になるための助走期間」となっていたのですが、高校生のうちに成年になってしまうと、このような「助走期間」がないことになります。

永沢　今後、どのような消費者被害の発生を心配されていますか。

中村　高校のクラスメイト同士で加害者と被害者になる、といったことも起こりうると懸念しています。例えば、４月に18歳になった子が悪質業者に狙われて、10万円の損をする。友達ひとり紹介すれば5万円の手数料を払うと言われ、10万円の損失をカバーしようと、５月に18歳になった友人を勧誘する、といった連鎖が起こる心配があります。これが、“いじめ”の問題につながらないかという点も心配です。

　これまで18歳・19歳は「未成年者取消権」で守られていたので、悪質業者が寄ってきませんでした。せっかく苦労して契約させても、「未成年者取消権」で取り消されてしまえばそれまでの苦労が水の泡になりますからね。しかし、今後は悪質業者にとって、18歳、19歳のマーケット初心者は格好のターゲットと映るでしょう。彼らが親に泣きついたときに親がなんとか肩代わりできる額、10万円程度のバイクやスマホなどは狙い目とされそうです。また、クレジット契約を使って買い物をさせることも想定できます。

永沢　それを防ぐには、どうしたらよいでしょう。

中村　学校の授業で契約について学ぶこともひとつですが、“実体験”での学びと比べると圧倒的に“つまらない”（笑）。そこで、一つのアイデアとして、予算額を示して夏休みの家族旅行の計画を子どもに立てさせる、というのはどうでしょう。少しリッチなご飯を食べたければ、移動は格安チケットを使うなどの工夫をしながら最善の旅行プランを立てる、自分がする旅行ですから楽しみつつ、学びにもなるというわけです。親子でお金について話し合うコミュニケーションの機会にもなるでしょう。

永沢　成年年齢引き下げも１年後に迫ってきました。私たち消費者団体に何を期待されますか。

中村　消費者教育は様々な場面で行われます。例えば、学校、家庭、企業などが考えられますが、それぞれが連携せず縦割りのままだとすると、必ず“隙間”が生まれます。そこで、一人の子どもを中心に、消費者教育を行う様々なステークホルダーの連携を図ることで、消費者教育の“隙間”を埋めるコーディネーターとしての役割を消費者団体の方には期待したいですね。

永沢　中村先生は、弁護士の中でも消費者教育に常に精力的に取り組んでいらっしゃいます。最後に、先生の活動の原動力がどこにあるのか、教えてください。

中村　私は、弁護士の仕事の三分の一程度はビジネスではなく、社会のためになることに使うべきだと教わってきました。消費者教育が私にとってのそれである、と思ってやっています。そのためには、普段の仕事は、人が3時間でやるところを２時間で仕上げなければなりません。とはいうものの、実際にはそのように上手くはいっていないのですが（笑）、そのような理想をもって仕事をしたいとは思っています。

永沢　今日はよいお話を聞かせていただき、ありがとうございました。

新刊案内

狙われる18歳!?
消費者被害から身を守る18のQ&A

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 著
岩波ブックレット　572円（税込）

中村先生が執筆を担当された新刊書です。
刊行に合わせ、シンポジウムも開催されます。
詳しくは、日弁連ホームページをご確認ください。
https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2021/210408.html

18歳で成年！ 高校で充実した消費者教育の実施を

消費者相談室大阪室長
山口 知香

「SNSで知り合った人から、儲かると勧められ高額な投資をしたが儲からない」「絶対に痩せると言われて痩身エステを契約したが痩せない」など、消費者相談の窓口には、若者からの相談も多く寄せられます。社会経験に乏しい脆弱な若者は、上手い話に乗せられ、熟慮することもできず、「つい」契約してトラブルに巻き込まれてしまいがちです。成年年齢が18歳に引き下げられると、今まで「未成年者取消」で守られていた高校３年生がこのようなトラブルに巻き込まれることになります。高校３年生といえば、大学進学や就職など、今後の人生の選択をする大切な時期です。その時に、契約トラブルに巻き込まれると、進路選択に影響が出て、前途洋々と社会に羽ばたけなくなる可能性があります。トラブルを抱え憔悴した若者から相談を受けるたび、１年後の成年年齢引き下げにより18歳で成年となる高校生に、早急に高校での充実した消費者教育を推進する必要があると考えます。NACSの消費者相談事業は、こうしたトラブルの早期解決の支援に向けた体制強化を図り、消費者教育部門とも連携し、成年年齢が18歳となる社会においても、一層貢献する必要があると考えます。

若年層への消費者教育について

～消費者教育教材「自立する消費者のススメ」の作成を通して～

中部支部会員　消費者教育委員会委員
髙木 友美

成年年齢引下げの決定に伴い、若年層への消費者教育の重要性が高まっています。そのため小学校段階から成人段階までを体系的に取り扱う消費者教育教材が必要との思いから、中部支部では消費者教育教材「自立する消費者のススメ」の作成に至りました。

本教材を使用した授業や講座では「実際の消費者トラブルを知ることで教科書にはないリアルを知ることができた」「付録の『断る力チェック』では自らの消費行動を考えるきっかけになった」といったお声をいただきました。また、複数の教員研修や自治体等においても本教材をご活用していただいたと聞いております。

若年層への消費者教育においては、消費行動の未熟な若者に対し、社会のリアルをいかに自分のこととして捉えてもらい、消費者市民として国連のSDGｓが目指す持続可能な社会に向けた行動変容のためにできることを考えることが必要だと思います。

中部支部では、本教材をより使い勝手のよいデジタル教材としてリニューアルし、４月頃にHPで公開する予定です。自立する消費者のための消費者教育の一助として、本教材をぜひご活用いただけますと幸いです。